

学校法人〇〇学園理事会議事録

- 1 日 時 〇年〇月〇日 〇時～〇時
- 2 場 所 〇〇市〇〇町〇番地〇〇学園会議室
- 3 理事定数 11名
- 4 出席理事 9名 ①
(内訳) 出席5名 (〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇)
テレビ会議による出席2名 (〇〇、〇〇)
事前の書面提出による意思表示2名 (〇〇、〇〇)
- 5 欠席理事 2名 (〇〇、〇〇) ②
- 6 監事の出席状況 2名出席 (〇〇、〇〇)
- 7 議 案
第1号議案 寄附行為第〇条第〇号第〇号理事の任期満了に伴う後任理事
選任の件
第2号議案 〇〇理事の学校法人〇〇理事長への就任((例)競業)の件
第3号議案 〇〇理事の利益相反取引((例)委託契約等)に係る承認の件
- 8 議事の経過及びその結果 ③
〇〇時開会し、寄附行為第〇条第〇号の規定により理事長〇〇は議長となり、つづいて議事録署名人に〇〇理事、〇〇理事を選任して、議案の審議に入った。
第1号議案について
議長より、本年〇月〇日に寄附行為第〇条第〇項第〇号の規定による理事の任期が満了すると説明がなされ、協議を重ねた結果、現理事〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏の再任と新たに〇〇〇〇理事(議長)より〇〇〇〇氏の推薦があり、諮ったところ全員異議なく新理事に選任した。
第2号議案について
議長より、理事〇〇氏が本年〇月〇日開催の学校法人〇〇の理事会において、同法人の理事長に就任する予定である旨の報告があった。同法人の事業内容は、下記のとおり当法人と競合しているため、私立学校法第40条の5により準用する一般社団・財団法人法第84条第1項及び寄附行為第〇条の規定に基づき、本件兼任の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思是、以下のとおりとなった。過半数を超える賛成を得たため、これを承認可決した。
なお、理事〇〇氏は、当決議について特別の利害関係を有するので、議決には加わらなかった。

記

- 1 兼任先 大阪府〇〇市〇〇町1丁目1番地1
学校法人〇〇
- 2 主な事業内容 〇〇専門学校の運営
- 3 就任期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日
延長の際は、別途当理事会へ兼任の承認を諮る
- 4 その他 (略)

(第2号議案に対する理事の賛否について) ④

賛成: 〇〇理事、〇〇理事、〇〇理事、〇〇理事、〇〇理事(書面による意思表示)

反対: 〇〇理事、〇〇理事、〇〇理事(書面による意思表示)

〇〇理事は議決には不参加

第3号議案について

議長より、私立学校法第40条の5により準用する一般社団・財団法人法第84条第1項及び寄附行為第〇条の規定に基づき、理事〇〇氏が代表を務める株式会社〇〇(会社・事務所〇〇)との間で業務委託契約(その他の〇〇契約)による取引を行うことについて、取引の内容等について下記のとおり開示し、本件取引の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思は以下のとおりとなった。過半数を超える賛成を得たため、これを承認可決した。

なお、理事〇〇氏は、当決議について特別の利害関係を有するので、議決には加わらなかった。

記

- 1 取引の相手方 大阪府〇〇市〇〇町1丁目1番地1
株式会社〇〇(会社・事務所〇〇)
- 2 取引内容 (例)事務委託契約、講師指導契約
- 3 契約期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
契約更新の際は、別途当理事会へ取引の承認を諮る
- 4 契約金額 月額 金〇〇円(年額 金〇〇円)
- 5 その他 (略)

(第3号議案に対する理事の賛否について) ④

賛成:〇〇理事、〇〇理事、〇〇理事、〇〇理事、〇〇理事、
〇〇理事(書面による意思表示)

反対:〇〇理事、〇〇理事(書面による意思表示)

〇〇理事は議決には不参加

議長は議事終了の旨を告げ、〇〇時〇〇分散会した。

上記決議のあったことを証するため本議事録を作成し、議長および議事録署名人において次に署名押印する。

年 月 日

議事署名人 ⑤ ⑥
理事長(議長) (署名)
理事 (署名)
理事 (署名)
監事 (署名)
監事 (署名)

上記は原本と相違ありません。

年 月 日 ⑦

学校法人 〇〇学園

理事長



説 明

① 出席者の氏名を全員記入のこと。

- ・ウェブ会議、テレビ会議等の方法により、出席者が開催場所に一堂に会すると同等の相互に十分な議論を行うことができる環境が確保されている場合は、理事会開催場所以外の場所にいる役員についても「出席」と取り扱って差し支えない。その場合は、出席方法を議事録に明記すること。

- ・理事会に出席できない理事については、書面又は電磁的方法(口頭伝達は不可)による事前の意思表示を行うことにより出席者とみなすことができる。ただし、その場合の意思表示はいわゆる白紙委任ではない形となるよう留意すること。
- ② 欠席者の氏名を全員記入のこと。
- ③ 提案説明、質問、意見、これらに対する説明の内容については、発言者の氏名及び発言の要旨を具体的に記録すること。
 - ・資料等により説明した場合は、当該議案資料も添付すること。
- ④ 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を記録すること。出席できない理事についても、それぞれの意思表示の確認と議事録への記載を要することに留意すること。
- ⑤ 議事録の真正性及び非改変性を担保する観点から、議事録の署名等については、次のいずれかの方法によること。
 - ・出席者全員による署名
 - ・出席者全員による記名押印
 - ・議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事による署名(記名押印は不可)
- ⑥ 電磁的記録をもって作成される議事録の場合は、署名又は記名押印に代えて、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう)の措置を講じること。
- ⑦ 議事録写しを作成した場合の原本証明をすること。

競業及び利益相反取引の制限について

(関係規定:私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人第84条及び第92条)

理事(※)は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。

また、取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません。(※理事長に限らず、全ての理事が適用対象となります。)

◆**競業** 理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となります。

◆次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば、年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましいとされています。

(例) ・理事が他の学校法人の理事を兼ねて業務を行う場合
 ・理事が他の学校法人の教員を兼ねて業務を行う場合
 ・収益事業を行っている理事が、他の企業等で同種の事業を行う場合 等

◆**利益相反取引** 理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なものです。「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うこととなりますので、議事録に賛否を明確に残しておくことが必要です。

- (例) ・学校法人の業務のために、理事が所有する不動産(土地建物)を学校法人が賃貸借する場合
・学校法人が所有する車両を理事に売却する場合
・学校法人の業務のために、理事から資金を借入する(担保、利息が生じるもの)場合
・学校法人が理事の債務保証又は債務引受を行う場合
・学校法人の理事が他の企業・事務所等を経営する場合に、学校法人が当該企業・事務所等へ業務委託(事務委託)を行う場合や顧問契約を締結する場合
・学校法人の理事が医療法人の理事長を兼ねる場合で、学校法人が、園児・児童・生徒の健康診断を当該医療法人に委託する場合 等

◆その他の留意点

※1 「利益相反取引」(例. 理事長個人と学校法人との契約等)に関する所轄庁による特別代理人の選任は、
今後は不要です。

※2 理事会の議決参与制限 (私立学校法第 36 条)

理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

(議決、議事について、一時退席などにより参加の制限が必要です)

→「利益相反取引の承認」はこの規定に該当し、当事者となる理事は議決に参加できません。

◆FAQ

Q 理事が、他の学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか。
理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

A 理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。
このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q 「競業」について、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合には、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記するとの解釈でよいか。
議事録には理事が兼務する学校法人名を記載する必要はあるか。

A そのような手続きを経てくださいという事で差し支えありません。
なお、議決内容は、具体的に議事録へ記載する必要があるため、兼務する学校法人名も全て記載するようにしてください。

Q 利益相反取引に該当する場合、理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうなるか。

A 理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については無効となりますが、第三者に対しては、その者の悪意を証明しなければ悪意を主張できない(相対的無効)ものと解されています。
なお、当該取引について、事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されています。

Q 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、どういったタイミングで理事会に諮る必要があるのか。

A 理事会に諮るタイミングは、各学校法人の判断になりますが、①毎年の定例理事会、
②新しい理事が選任される場合、③任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、
④他の職の契約更新・改定時 などがタイミングとして考えられます。